

<講座用テキスト：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和3年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
120	ADVANCE 3行目 (令和2年度は 1.003 (前年度:1.006))	(令和3年度は <u>0.999</u> (前年度: <u>1.003</u>))
	ADVANCE 2つ目□の枠内<参考>	下記【差替え①】
124	②令和2年度の年金額の右欄 実際の支給額	下記【差替え②】
135	ここをチェック！ 3つ目□ 令和2年度における保険料改定率は、「 0.973 」(前年度改定率 0.965 ×名目賃金変動率 1.008 (平成30年物価1.010×平成28年度実質賃金0.998))である(国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条)。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× 0.973 ≒「 16,540 円」となる。	令和2年度における保険料改定率は、「0.973」(前年度改定率0.965×名目賃金変動率1.008(平成30年物価1.010×平成28年度実質賃金0.998))である(国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条)。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× <u>0.977</u> ≒「 <u>16,610</u> 円」となる。
151	ちょっとアドバイス！ 枠内 c) 専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設(学校教育法に規定する各種学校は、修業年限が1年以上である課程に限る)の生徒又は学生	c) <u>学校教育法134条1項に規定する各種学校に在学する生徒(修業年限が1年以上である課程を履修する者に限る)</u>

【差替え①】

<参考> 令和3年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.1%)によって改定される。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われぬ。なお、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されることとなる。

【差替え②】

780,900円
976,125円

780,900 円
780,900 円
224,700 円
74,900 円
224,700 円

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
87	上から3つ目□ 令和2年度における「支給停止調整額」は、「47万円」とする(3項)。	令和3年度における「支給停止調整額」は、「47万円」とする(3項)。 ※類似の記載箇所も同様。 ※支給停止調整開始額「28万円」も変更なし。
152	ちょっとアドバイス! 1つ目□ 「令和2年度名目手取り賃金変動率」は、 1.003 (令和元年物価変動率 1.005 × 平成28～30年度の3年平均実質賃金変動率 0.999 × 平成29年度可処分所得割合変化率 0.999) である。	「令和3年度名目手取り賃金変動率」は、 0.999 (令和2年物価変動率 1.000 × 平成29～令和元年度の3年平均実質賃金変動率 0.999 × 平成30年度可処分所得割合変化率 1.000) である。
154	ちょっとアドバイス! 1つ目□ 令和2年度における「スライド調整率」は、 0.999 (平成28～30年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率 1.002 × 平均余命の伸び率 0.997) となった。	令和3年度における「調整率」は、 0.999 (平成29～令和元年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率 1.002 × 平均余命の伸び率 0.997) となった。
157	(2) 令和2年度年金額の右欄 実際の支給額	下記【差替え③】

【差替え③】

①定額部分の額	②加給年金額	③特別加算額	④その他の額
1,628 円	224,700 円	33,200 円	585,700 円
	224,700 円	66,300 円	1,171,400 円
	74,900 円	99,500 円	585,700 円
		132,600 円	
		165,800 円	

◆誤記等訂正表

特になし

3. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
193	条文の下のアミカケ枠内 令 2.2.26 厚労告 44 号 令和 2 年 3 月分～ ① 特定保険料率は、全都道府県共通 3.43% ② 基本保険料率は、全国平均 6.57% (一般保険料率：全国平均 10.00%)	令 3.2.24 厚労省告示 51 号 令和 3 年 3 月分～ ① 特定保険料率は、全都道府県共通 3.53% ② 基本保険料率は、全国平均 6.47% (一般保険料率：全国平均 10.00%)

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
134	ここをチェック！ 3 つ目□ 保険医療機関等から家族療養費に係る療養を受けようとする者は、被保険者証を（被扶養者が 70 歳に達する日の属する月の翌月以後であるときは、高齢受給者証を添えて）当該保険医療機関等に提出しなければならない（則 90 条）。	家族療養費に係る療養を受けようとする者は、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認を受けて（電子的確認を受けることができない場合は被保険者証、高齢受給者証等を提出して）、当該給付を受けるものとする（則 90 条）。

4. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
53	ちょっとアドバイス！① （平 29.11.22 政令 285 号） 平成 30 年度から令和 2 年度までの間における第 2 号被保険者負担率は、100 分の 27 とされている。	（令 3.1.22 政令第 9 号） 令和 3 年度から令和 5 年度までの間における第 2 号被保険者負担率は、100 分の 27 とされている。

◆誤記等訂正表

特になし

5. 労働一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
78	<p>ちょっとアドバイス！ 2つ目□</p> <p>□「厚生労働省令で定める 1 日未満の単位」とは、～（後略）</p>	<p>□*2「厚生労働省令で定める 1 日未満の単位」とは、～（後略）</p>

6. 社労士過去問題 10 年網羅

<Vol.3>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
49	No. 080 (R02-06C) 根拠条文 法 105 条 3 項、 法 34 条 3 項 、則 36 条の 4	法 105 条 3 項、則 36 条の 4 <u>第 1 項</u>
76	No. 153 問題 D の 2 行目 年金額 689, 087 円	年金額 689, <u>088</u> 円
77	No. 153 解説文の 7～8 行目 ＝「681, 887 円」（1 円未満の端数切り捨て）となる。	＝「681, <u>888</u> 円」（1 円未満の端数 <u>切り上げ</u> ）となる。
	同解説文の 11 行目 これを合計すると 681, 887 円 + 7, 200 円 ＝「689, 087 円」となり～	これを合計すると 681, <u>888</u> 円 + 7, 200 円 ＝「689, <u>088</u> 円」となり～